

特殊車両の取締りを行いました

～違反車両1台の運転手に指導を実施～

札幌開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両1台のうち1台に違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し指導を実施しました。

また、特殊車両の取締りと合同で行われた、北海道札幌道税事務所による軽油引取税に係る自動車燃料油の路上抜取調査については、異常燃料は検出されませんでした。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路付属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。

また、北海道札幌道税事務所の自動車燃料油の路上抜取調査については、ディーゼル車の燃料として重油や灯油を届出なく消費した場合、脱税行為だけではなく、排気ガスによる環境汚染も懸念されることから、その防止に向け実施しています。

札幌開発建設部及び北海道札幌道税事務所では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締り及び自動車燃料油の路上抜取調査を進めていきます。

記

- 1 実施日時 令和5年10月18日（水）13：30～15：00
- 2 実施場所 一般国道230号 豊滝除雪ステーション（札幌市南区豊滝424-1：別紙参照）
- 3 取締結果 計測車両 全1台 違反車両 1台
（違反車両の内訳） 無許可 1台
（指導の内訳） 警告書交付 1台
- 4 抜取結果 燃料油（軽油） 全5台（異常燃料なし）

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いしますとともに、申請手続きについてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【特車取締りに関する問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
特定公物管理対策官 浦口 雅則（電話番号 011-611-0313 ダイアルイン）
上席管理専門官 寺岡 文明（電話番号 011-611-0313 ダイアルイン）
札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



【燃料油抜取調査に関する問合せ先】 北海道札幌道税事務所
間税第二係 佐伯 志保（電話番号 011-204-5086 直通）

10月18日（水）特殊車両取り締まりの調査状況

許可証確認状況



寸法・重量測定状況



位置図

別紙



STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

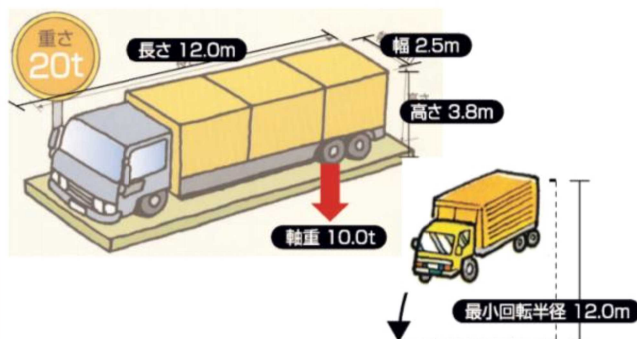
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法で定められています**。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

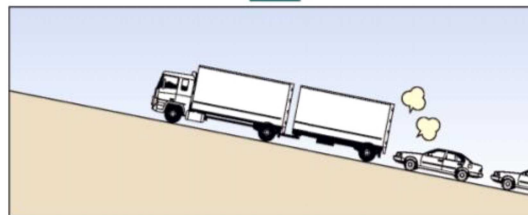
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを
妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや
わだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。